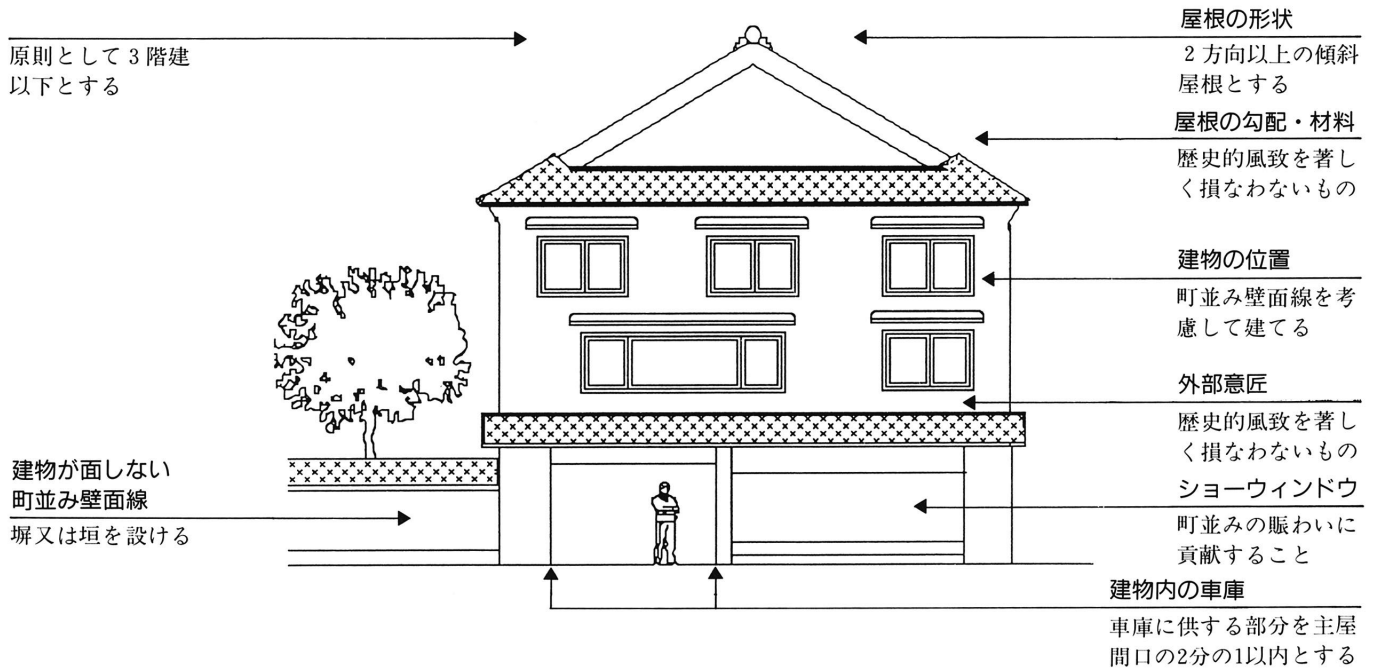


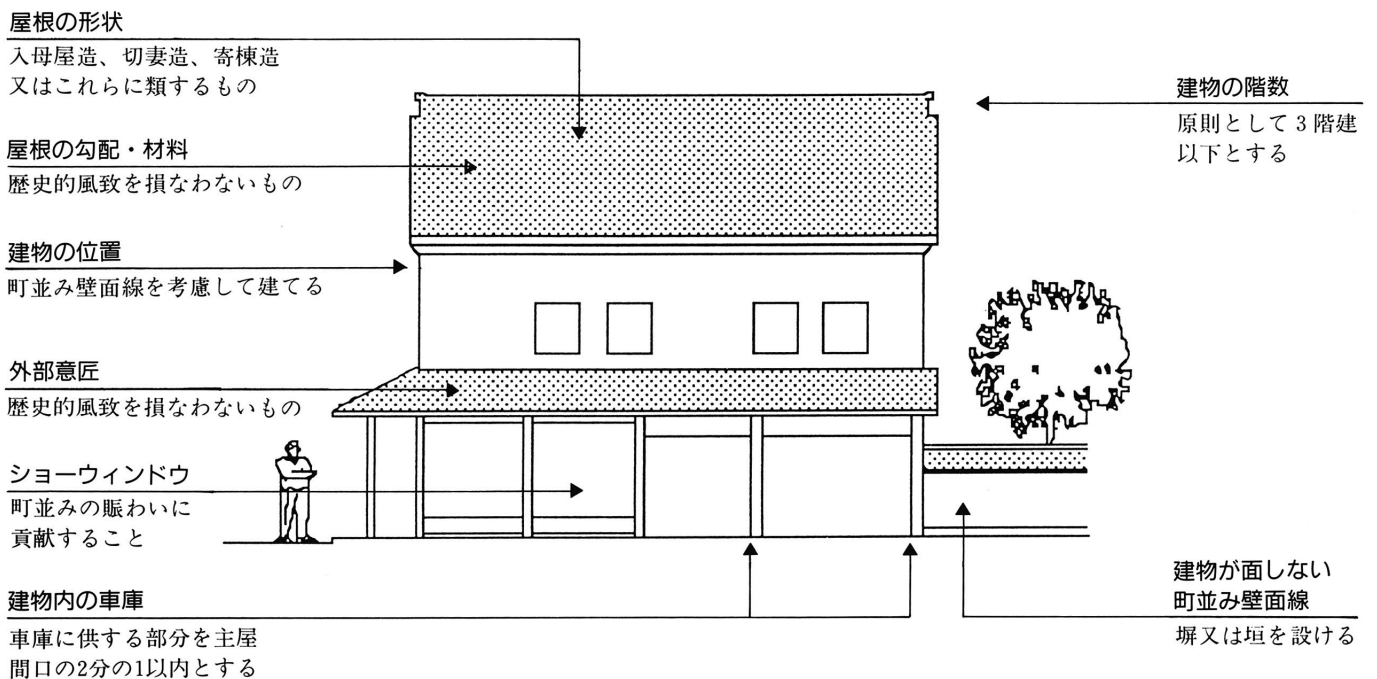
●考え方

伝統的建造物以外の建物は、外観を有田らしい姿にしていける必要があります。建物や工作物の工事を行なう時は、次の許可基準に従って計画を立て、その内容について許可を受ける必要があります。

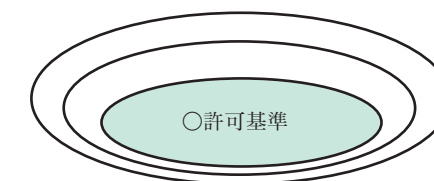
○許可基準説明図（表通りに面する場合）



○許可基準説明図（表通り以外に面する場合）



町からは、その方法についての助言や指導が受けられます。この基準は、保存地区の景観をまもり、そだてるため、誰もが守る必要がある最低の取り決めですから、工事にかかる経費の助成は受けられません。



付記)
①町並み壁面線とは、慣習上維持されてきた伝統的建造物による主要な壁面線をいう

表2. 伝統的建造物群保存地区に係る許可基準

基準項目		許可基準	
対象となる物件		伝統的建造物以外の建造物	
		表通りに面する場合	表通り以外に面する場合
建築物	位置・規模	①建物は町並み壁面線を考慮して建てる（但し、付属屋についてはこの限りでない） ②建物が面しない町並み壁面線には、塀又は垣を設けること	①建物は町並み壁面線を考慮して建てる ②建物が面しない町並み壁面線には、塀又は垣を設けること
	構造・階数	①原則として3階建以下とする ②歴史的風致を著しく損なわないもの	①原則として3階建以下とする ②歴史的風致を著しく損なわないもの
	建物内の車庫	①主屋に設ける場合は、車庫に供する部分を主屋間口の2分の1以下とする（但し、間口3間以下の場合、又は用途上やむを得ない場合はこの限りではない） ②建具等は歴史的風致を著しく損なわないものとする	①主屋に設ける場合は、車庫に供する部分を主屋間口の2分の1以下とする（但し、間口3間以下の場合、又は用途上やむを得ない場合はこの限りではない） ②建具等は歴史的風致を著しく損なわないものとする
外部意匠	屋根	①2方向以上の傾斜屋根とする ②勾配及び材料等については、歴史的風致を著しく損なわないよう配慮すること	①入母屋造、切妻造、寄棟造又はこれらに類するもの ②勾配及び材料等については、歴史的風致を著しく損なわないよう配慮すること
	軒 庇 外壁 開口部 色彩 基礎 樋 外部土間	①歴史的風致を著しく損なわないもの （ショーウィンドウは町並みの賑わいに貢献すること）	①原則として建物本体と調和する軒の出を有すること ②歴史的風致を損なわないもの （ショーウィンドウは町並みの賑わいに貢献すること）
	塀・垣	①歴史的風致を著しく損なわないもの （建築設備については、道路等の公共の用に供する場所から見えないように設置すること）	①歴史的風致を損なわないもの （建築設備については、道路等の公共の用に供する場所から見えないように設置すること）
	門		
	建築設備		
	屋外広告物		
	駐車場	（屋根付きの駐車場は建築物の許可基準に準じる）	
環境物件	①主として現状維持又は旧状に復する		
土地の形質の変更	①変更後の状態が歴史的風致を損なわないもの ②空地が生じた場合は、地域の歴史的風致を考慮した管理運用を図る		
木竹の伐採・植栽	①歴史的風致を形成する木竹の保存に努める ②空地の法面等は歴史的風致を考慮した緑化の推進を図る		
土石類の採取	①採取後の状態が歴史的風致を損なわないこと		